

5 施設設備整備計画

		中期目標		中期プラン				
項目	目標	目標の説明	ロードマップ				プラン内容	
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		
1	既存施設の修繕計画	中長期修繕計画に基づく計画的な修繕の実施	いつ、どのような修繕が必要で、修繕費がどの程度かかるかを明確にした「中長期修繕計画」を策定し、それに基づき修繕等を実施することによって、予防保全を実施する。これを行うことで突発的な不具合や事故を未然に防ぎ、運営コストの低減に貢献するとともに、修繕費の積立等の事前措置を講じ、突発的な高額支出を防ぐことによって、各年度の支出を平準化する。	「中長期修繕計画(修正案)の策定」				①「中長期修繕計画(当初案)」に基づき、資金計画を伴った実行力のある「中長期修繕計画(修正案)」を策定する。 ②「中長期修繕計画(修正案)」に基づいた、計画的な修繕を実施する。 以降、基本金組入前当年度収支差額等の状況により必要に応じて年度単位で見直しを行う。
2	既存施設の建替え計画	新規計画を含めた建替え計画の策定及び実施	(1)施設の耐用年数に基づき策定した「老朽化施設の建替え計画」に、「新規計画」を加えた「建替え計画案」を策定する。新規計画は、将来的な構想も含め、「中野第2期整備計画」、「和泉キャンパス新教育棟」、「生田キャンパス第一校舎新1号館及び第二中央校舎」、「東京国際マンガミュージアム」、「猿楽町地区再開発計画」等を想定して検討するが、既存建物の解体を伴わない「新規建物」については、別途中長期の資金計画と調整の上、策定する。 (2)策定した建替え計画案に基づき、建替え等の施設整備を行う。	新規計画を含めた建替え計画の決定 → 新規建物の設計及び		移転先の改修工事・移転	解体工事・新築工事着工	①教育研究施設計画推進委員会において、全キャンパスの施設計画優先順位の再検討を行い、新規計画を含めた建替え計画を決定する。 ②策定した建替え計画優先順位1位について、関係部署間で調整を行い、新規建物の設計及び解体建物の移転先の調整を進める。 ③解体建物の移転先の改修工事及び移転を行う。 ④解体工事を行い、新築工事に着工する。 ※決定する優先順位1位案件の諸条件や行政協議等によりスケジュールの見直しを行う。
3	既存施設の改修計画	既存施設改修計画の策定及び実施	(1)既存施設の建替え計画及び学外賃借施設の取り込み計画と連動し、「駿河台キャンパスC地区整備計画に伴う跡地改修計画(修正案)」等を策定する。 (2)策定した改修計画案に基づき、施設改修計画を実行する。	改修計画(修正案)等の決定 → 改修設計及びスケジュール調整			改修工事の実施	①既存施設の建替え計画及び、学外賃借施設の取り込み計画と連動し、「駿河台キャンパスC地区整備計画に伴う跡地改修計画(修正案)」等を決定する。 ②関係部署間で調整を行い、改修設計及びスケジュール調整を進める。 ③改修工事を実施する。 ※既存施設の建替え計画・学外賃借施設の取り込み計画及び行政協議等によりスケジュールの見直しを行う。
4	新規施設の利用計画	「駿河台15号館」及び「和泉C地区用地」の有効活用の推進	(1)「駿河台15号館」 駿河台キャンパス内の建替え優先順位を明確にし、長期的な視点に立ち、15号館の有効な活用方法の検討を行う。決定した活用方法については、可能な限り短期間で実現させる。 (2)「和泉C地区用地」 国際混住寮(仮称)を新築し、2019年3月から運営を開始する。	「駿河台15号館」 建替え優先順位の明確化 → 15号館の活用方法の検討			改修工事(もしくは建替え工事)の実施	①「駿河台15号館」 a 駿河台キャンパス内の建替え優先順位を明確化する。 b 駿河台キャンパス全体のゾーニングに配慮した15号館の活用方法の検討を行う。 c 関係部署間で調整を行い、改修工事(もしくは建替え工事)を行う。 ※決定する駿河台キャンパス内の優先順位1位案件の諸条件や行政協議等によりスケジュールの見直しを行う。 ②「和泉C地区用地」 a 新築工事を2019年1月までに完了する。 b 2019年3月から入寮を行い、国際混住寮の運営を開始する。
				「和泉C地区用地」 新築工事			入寮、運営の開始	

5 施設設備整備計画

		中期目標		中期プラン			
項目	目標	目標の説明	ロードマップ				プラン内容
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
5	学外賃借施設の取り込み	学外賃借施設を学内施設に取り込む計画の策定及び実施	2015年度に和泉キャンパス隣接賃借ビル(国家試験指導センター自習室等)や駿河台キャンパス隣接賃借ビル(野生の科学研究所)を学内施設に取り込むことができたが、駿河台キャンパス隣接賃借ビル(個人研究室)やその他賃借ビル(現代まんが図書館)は残存し、その賃借に係る費用は年間で約1億円要している。これらの支出を削減するべく、猿楽町地区等の建替え計画も勘案のうえ、合理的な取り込み計画案を策定する。				①学外賃借施設及び学内施設の移動状況・使用状況等を整理する。 ②猿楽町地区等の建替え計画も勘案のうえ、外部賃借施設取り込みの具体的な計画を関係部署間で調整する。 ③学内施設へ取り込むための改修工事、移転等を行う。 ※移転時期は学内への取り込み先により決定する。
6	スポーツパーク(仮称)等整備計画の推進	スポーツパーク(仮称)等整備計画の推進	2013年に中断したスポーツパーク(仮称)等整備計画について、運動部の練習・住環境整備のため、整備計画案(修正案)を策定し、推進する。				①整備計画案(修正案)の策定, 計画推進。 ※具体的なスケジュールは学内決定・行政協議等により決定する。
7	情報環境の整備・拡充	高度化する教育・研究活動に対応し、大学業務の効率化、情報化を推進	明治大学総合情報ネットワーク(MIND)における通信速度の高速化を維持し、併せて利用者の利便性向上を図る。さらに、近年激しさを増すセキュリティ脅威へ迅速に対応し、安全性・信頼性を強化する。				①ネットワーク構成の見直しを継続的に実施し、通信速度の高速化を維持する。 ②無線LANのアクセスポイントを適正に配置し、利便性の向上を図る。 ③セキュリティ対策を恒常的に点検する。さらに、学外専門機関等との連携強化により、新たな脅威に対しても迅速に対応する。 ④ネットワークシステム及びセキュリティ体制等を検証し、次期MIND構築のための設計作業を進める。

※「既存施設の修繕計画」: 建築物としての機能維持や安全確保のため、外壁補修、屋上防水、電気・空調等の設備更新を行い、「建物保全」を目的とした計画。

※「既存施設の改修計画」: 施設を有効利用するため、現状(用途未定のものを含む)からの用途変更や新しい機能を付加させることを目的とした計画。

学校法人明治大学第2期中期計画

5 施設設備整備計画

(1) 既存施設の修繕計画【中長期修繕計画に基づく計画的な修繕の実施】

安全かつ高度な教育研究活動環境を永続的に提供するために、既存施設の維持管理は最も基本的かつ必要な条件のひとつです。

本学で定めている建物の耐用年数は、鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造の建物本体が50年、電気、給排水、消火設備等の建物付帯設備が内容により10年から15年となっています。

本学の主要な施設であるリバティタワーは2018年度中に築20年を迎えるほか、アカデミーコモンも、間もなく築15年を迎え、今後ますます施設の維持のための修繕・更新作業が喫緊に必要となります。

一方で、施設の部材・機器には経年劣化（耐用年数）があるため、修繕・更新が必要ですが、異常が確認されてから修繕等を行う「事後保全」ではなく、中長期的な計画の下、日常または定期的に建築物や建築設備の状態や性能を把握し、劣化の有無や兆候の確認を行うことによって、不具合が発生する前に処置を行う「予防保全」を実施することが、安全かつ高度な教育研究活動環境の提供につながります。

第1期中期計画においては、「中長期修繕計画（当初案）」を策定し、いつどのような修繕が必要で、修繕費がどの程度かかるかを明確にしました。この計画に基づき予防保全を実施することにより、運営コストの低減に貢献するとともに、修繕費の財源確保等の事前措置を講じ、予定外の高額な支出を防ぐことによって、各年度の支出平準化を目指しました。

第2期中期計画では、はじめに、「中長期修繕計画（当初案）」に基づき、財務部等関係部署間で協議を重ね、資金計画を伴った実行力のある「中長期修繕計画（修正案）」を作成します。その案に基づき、関係部署間で調整を行い、計画的に修繕を実施します。ただし、基本金組入前当年度収支差額等の状況により必要に応じて見直しを行います。

なお、本修繕計画においては、築年数40年を超える施設については、(2)の建替え計画での対応と位置付け、本修繕計画での対象施設にはしていません。

(2) 既存施設の建替え計画【新規計画を含めた建替え計画の策定及び実施】

本学の教育研究施設における水準の向上や学生教職員等の安全を確保するため、また、各年度の支出の平準化を図るためには、既存施設の修繕計画だけではなく、計画的な建替え計画の策定が必須です。

既存施設の修繕計画で述べたとおり、築年数 40 年を超える施設については、修繕計画の対象としておらず、施設の統合化などスクラップアンドビルドを含めた建替え計画の中で、具体的な実行計画が策定されなければなりません。

駿河台、和泉及び生田キャンパスにおいて、2018 年度現在で築年数 40 年以上の施設は 18 棟も存在します。このことから、各キャンパスが抱える諸問題を踏まえて検討を行い、全学的な建替え計画の優先順位を策定し、建設費が短期間に集中して財政面を圧迫することのないよう、計画的な建替えを行う必要があります。

一方で、耐用年数を超えた施設でも、計画的な施設修繕を行うことで安全に利用することができます。中長期修繕計画を実施する中で、その施設を何年活用するかを明確にし、建替え計画を策定することが重要です。

第 1 期中期計画においては、施設の耐用年数（鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造 50 年）に 5 年を加えた 55 年を建替え時期とし、既存施設の劣化度合いを勘案し、建替えに要する想定費用を算出し、計画的な建設計画及び資金計画の策定のための「老朽化施設の建替え計画」を策定しました。

また、学内に設置された教育研究施設計画推進委員会において、大学全体のランドデザイン等に基づき、全キャンパスの施設建設計画推進順位を決定しました。

現在は、本学を取り巻く環境の変化に鑑み、同委員会において施設建設計画推進順位の再検討を行い、創立 140 周年を見据えた施設の建替え計画を策定中です。

既存施設の建替え計画は、既存施設の改修計画や新規施設の利用計画、学外賃借施設の取り込み計画等立案の基礎となります。

また、現在展開している 5 キャンパスについて、長期的には、多様化する教育研究に対応し、それらの向上に資するため、キャンパスの再編も含め、検討する必要があります。

第 2 期中期計画では、第 1 期中期計画で策定した「老朽化施設の建替え計画」を基礎とするとともに、教育研究施設計画推進委員会において、創立 140 周年を見据えた建替え計画を策定します。ここでは将来的な構想も含め、「中野キャンパス第 2 期整備計画」、「和泉キャンパス新教育棟」、「生田キャンパス第一校舎新 1 号館及び第二中央校舎」や「東京国際マンガミュージアム」、「猿楽町地区再開発計画」等の「新規計画」も想定した建替え計画案を検討します。ただし、これら計画のうち既存建物の解体を伴わない「新規建物」については、別途中長期の資金計画と調整のうえ、策定します。

その後、関係部署間で調整のうえ、新規建物の設計及び解体建物の移転先

の調整を行うとともに、資金計画に対応したスケジュールに基づき、新築工事を行います。

(3) 既存施設の改修計画【既存施設改修計画の策定及び実施】

駿河台キャンパスでは2013年、旧11号館跡地に「グローバルフロント」が竣工しました。同建物に移転した大学院、国際連携機構、研究・知財戦略機構及びそれら関連事務部署等の跡地について、一部については改修のうえ他用途として使用しています。残りの跡地については、今後、駿河台キャンパス各建物の建替えを行う際の代替地として必要不可欠なことから、現時点で具体的な用途は定めていません。

第2期中期計画では、既存施設の建替え計画及び、学外賃借施設の取り込み計画と連動し、駿河台キャンパスC地区整備計画に伴う跡地改修計画等を決定します。その後、関係部署間で調整を行い、改修設計及びスケジュール調整を進め、改修工事を行います。ただし、既存施設の建替え計画・学外賃借施設の取り込み計画及び行政協議の状況により、必要に応じて見直しを行います。

(4) 新規施設の利用計画【「駿河台15号館」及び「和泉C地区用地」の有効活用の推進】

「駿河台15号館」及び「和泉C地区用地」の有効活用の推進は、駿河台キャンパス及び和泉キャンパスの利用価値・利便性を高めることが期待されています。

① 「駿河台15号館」

第1期中期計画においては、当施設は駿河台キャンパス各建物の建替えを行う際の代替地として必要不可欠であることから、仮封鎖の措置を講じました。しかし、当施設は各建物の建替えを行う際の代替地としての機能を有する一方で、当施設自体を教育研究施設として積極的に活用することも検討できることから、2016年に千代田区との基本条件の協議を行った後、構造調査及び耐震診断を実施しました。

第2期中期計画では、駿河台キャンパス内の建替え優先順位を明確にし、長期的な視点に立ち、駿河台キャンパス全体のゾーニング及び教育研究の場としてのニーズに対応した15号館の有効的な活用方法について、調査結果を踏まえて検討を行います。決定した駿河台キャンパス内の優先順位1位案件の諸条件や行政協議等によりスケジュールは変動しますが、決定した活用方法については、可能な限り短期間で実現させます。

② 「和泉C地区用地」

第1期中期計画においては、2016年にPFI的手法（新築）で「国際混

住寮(仮称)」を整備することを決定し、2019年3月から当施設運営を開始するべく準備を進めてきました。

第2期中期計画では、予定通り2019年1月までに新築工事が完了するようモニタリングを行い、2019年3月から当施設運営を開始します。

(5) 学外賃借施設の取り込み【学外賃借施設を学内施設に取り込む計画の策定及び実施】

本学の教育研究施設には、学外に賃借している施設があり、経費削減の観点からも、早急に学内施設への取り込みを図ることが望ましい状況です。

第1期中期計画においては、2015年度に和泉キャンパス隣接賃借ビル(国家試験指導センター自習室等)や駿河台キャンパス隣接賃借ビル(野生の科学研究所)を学内施設に取り込むことができました。

第2期中期計画では、駿河台キャンパス隣接賃借ビル(個人研究室)やその他賃借ビル(現代まんが図書館)等残存する学外賃借施設について、はじめに学外賃借施設及び学内施設の稼働状況・使用状況等を整理します。その後、猿楽町地区等の建替え計画も勘案のうえ、学内施設への取り込み計画の具体的な内容を関係部署等と調整し、改修工事・移転を行います。

(6) スポーツパーク(仮称)等整備計画の推進【スポーツパーク(仮称)等整備計画の推進】

2013年に中断したスポーツパーク(仮称)等整備計画について、運動部の練習・住環境整備のため、整備計画案(修正案)を策定し、推進します。

(7) 情報環境の整備・拡充【高度化する教育・研究活動に対応し、大学業務の効率化、情報化を推進】

近年のグローバル化の進展は、国家間の交流を活発化させると同時に、多様化、複雑化を加速させております。本学における教育研究活動も、今後さらなる高度化が予想され、これに伴う大学業務はより一層の効率化・情報化が必要となります。

情報化においては、近い将来のAI、IoT等との連携を見据えることが必須となり、またサイバー攻撃による情報の流出、システム障害等、情報セキュリティの信頼性が厳しく問われています。

本学の教育研究活動を支え、経営資源を有効利用するために情報基盤環境の整備・拡充は、必要不可欠なものです。本学の総合情報ネットワーク(MIND)は、大学の諸活動を支援するため、これまでも情報通信環境の整備を中心に改善を進めてきました。今後も、将来的なビッグデータ活用時代の到来を視野に入れ、通信の高速・広帯域化及び耐障害性を向上させるととも

に、全キャンパスの何処においても送受信ができるよう無線LANの充実を図ります。可能な限りランニングコストを抑え、合理的かつ快適なシステムを構築することが目標です。

さらに、近年激しさを増すセキュリティ脅威については、最新の保全システムを導入するとともに、外部専門機関との連携を強化することにより、迅速で安全な対応を実施します。

以 上